

- 1 議案名 平成29年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について

- 2 提案理由 平成29年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱の制定及び審査の実施に向け、それらに係る変更点を決定する必要があるため

- 3 根拠法令 教育公務員特例法第11条
徳島県公立学校教員の採用に関する規則



平成29年度教員採用候補者選考審査における変更について（案）

教職員課

1 本選考審査の中で小・中学校栄養教諭を採用します。

理由

これまで、学校栄養職員の採用や採用した学校栄養職員の栄養教諭への任用により食育の推進に取り組んできましたが、今後、その対応を一層進めるため、栄養教諭を直接採用することとします。

内容

小・中学校栄養教諭として、平成29年度に数名程度を採用します。

なお、栄養職員のうち、栄養教諭免許保有者に係る特別選考については、対象者が在職していますので、当分の間は並行して実施する予定です。

2 年齢構成の是正と県外からの移住促進の観点から、特別選考④「現職教員を対象とした選考」において、31歳から39歳までの者について1次審査を免除する特例措置を5年間（予定）設定します。

理由

現在の教員の年齢構成（別添参照）を踏まえ、この是正と県外からの移住を促進する観点から、経験と指導力のある県外の現職教員を積極的に採用するための特例措置を設定します。

内容

現に、他の都道府県に所在する国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務し、平成28年3月末現在、3年以上在籍する教員で、年齢31歳～39歳の者は第1次審査を免除します。この制度は向こう5年間（平成29年度採用～平成33年度採用）の特例措置とします。

なお、この新たな特例措置の対象とならない年齢の者についても、これまでと同様、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する措置があります。

3 小学校教諭，中学校教諭（英語），高等学校教諭（英語）について，英語資格による加点制度を設定します。

また，平成30年度教員採用候補者選考審査から高等学校教諭（英語）について英語資格を出願要件とすることを明記し，周知します。

理由

英語に関する一定の資格の取得を促すことで，小学校外国語活動の充実や将来的な教科化への対応を図るとともに，中学校及び高等学校の英語科における，より専門性の高い教育の実現やグローバル化の進展に対応できる人材の育成を進めます。

内容

英検準1級相当及び英検1級相当の資格取得者が申請した場合には，その資格の程度によって，第1次審査の総合点に加点します。

また，高等学校教諭（英語）受審者については，平成30年度教員採用候補者選考審査（平成29年度実施）から英検準1級相当以上を出願要件とすることについて，平成29年度教員採用候補者選考審査要綱に明記し周知します。

4 高等学校教諭（家庭）において，高等学校教諭（福祉）の普通免許状，「調理師」免許状，「管理栄養士」，「介護福祉士」の資格を有する者が申請をした場合に第1次審査の総合点に加点します。

理由

資格取得を目指す専門高校において，特定資格を有する教員が行わねばならない授業があり，それらを有する教員が少ないために，いずれかの資格を有する者に対し加点することで，受審者の増加及び資格の取得を促進します。

内容

高等学校教諭（家庭）において，高等学校教諭（福祉）の普通免許状，「調理師」免許状，「管理栄養士」，「介護福祉士」の資格を有する者が申請した場合に，免許状または資格の所有数に応じて，第1次審査の総合点に加点します。

5 平成30年度教員採用候補者選考審査より、次の校種・教科の者が申請した場合に、第1次審査の総合点に加点します。

- ・小学校教諭，中学校教諭，高等学校教諭，特別支援学校教諭の志願者で，司書教諭の資格を有する者
- ・中学校教諭（音楽・美術・保健体育・技術・家庭）の志願者で，複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者
- ・高等学校教諭の志願者で，高等学校教諭（情報）の普通免許状を有する者
- ・高等学校教諭（地理歴史）及び高等学校教諭（公民）の志願者で，高等学校教諭（地理歴史）（公民）の両方の普通免許状を有する者

理由

- ・「司書教諭」資格について

言語活動の充実や読書活動の推進が求められる中，児童生徒への指導の充実や教員配置の円滑化の観点から，有資格者を増加させることが必要です。

- ・高等学校教諭（情報）普通免許状について

高等学校における必修教科「情報」の円滑な実施のため，免許状所有者を増加させることが必要です。

- ・複数免許について

小規模の中学校においては，必要教科の普通免許状所有者がいないため，免許外申請によって対応している状況があります。それを解消するためには，複数の普通免許状所有者を増加させることが必要です。

- ・高等学校教諭（地理歴史）（公民）普通免許状について

高等学校においては，旧教科「社会」が「地理歴史」と「公民」に分かれたため，免許状も別々となり，小規模校においては，一人の教員が両方の教科を教えることも少なくありません。そこで両方の普通免許状所有者を増加させることが必要です。

内容

小学校教諭，中学校教諭，高等学校教諭，特別支援学校教諭の志願者のうち，司書教諭の資格を有する者が申請した場合に，第1次審査の総合点に加点します。

中学校教諭（音楽・美術・保健体育・技術・家庭）の志願者のうち，複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者が申請した場合に，第1次審査の総合点に加点します。

高等学校教諭の志願者のうち、高等学校教諭（情報）の普通免許状を有する者が申請した場合に、第1次審査の総合点に加点します。

高等学校教諭（地理歴史・公民）の志願者のうち、高等学校教諭（地理歴史）（公民）の普通免許状の両方を有する者が申請した場合に、第1次審査の総合点に加点します。

6 出願手続を郵送とインターネットにします（これまで受け付けていた「持参による出願」は無くなります）。

理由

これまでは「持参による出願」、「郵送による出願」、「インターネットによる出願」の3方法による受付を行ってきましたが、本県職員の採用試験の出願方法等を踏まえて改訂します。

内容

「持参による出願」を取りやめ、「郵送による出願」及び「インターネットによる出願」の2方法とします。

7 平成29年度教員採用候補者選考審査要綱については、今年度末（平成28年3月31日）までの公表を目指します。

理由

志願者数を確保し、質の高い教員の確保を図る観点から、他県教育委員会の取組を踏まえつつ、早期に周知活動が行えるよう公表時期を早めるものです。

平成27年度 年齢別正規教員数〔高等学校・特別支援学校、小・中学校(県立中舎)〕

○平成27年5月1日現在の正規教員数(県立中学校は小中学校に含む)

高等学校・特別支援学校 1,950名 小・中学校 4,214名 計 6,164名



